

県央地区福祉有償運送市町村共同運営協議会設置要綱

(名 称)

第1条 この会の名称は、県央地区福祉有償運送市町村共同運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村の地域におけるNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定するものをいう。以下「NPO」という。）等による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づく登録を経て行われる福祉有償輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するために設置する。

(協議会の設置と主宰)

第3条 この協議会は、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村が共同で設置し、主宰する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) NPO等による法第79条の規定に基づく登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) NPO等が実施する福祉有償運送事業における課題と問題点に関する事項
- (4) NPO等が実施する福祉有償運送事業の適正実施に関する事項
- (5) その他協議会を主宰する市町村が必要と認める事項

(委 員)

第5条 協議会の委員は、別表に掲げるとおりとし、事務局が選任する。

- 2 協議会を主宰する市町村の地域における福祉有償運送事業の運送主体となるNPO等の代表は、事業実施責任主体として意見を述べ、運営状況等について報告するために、オブザーバーとして会議に参加する。

(役員等)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を招集し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任 期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 2 協議会の議事及び会議録は原則として公開とする。
- 3 協議会の議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、会長、副会長及び事務局を担当する市町村の選出した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合において、福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人

等の団体の代表は自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできない。

- 4 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員のうち、住民の代表を除く委員については、会長及び副会長である場合を除いて、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。
- 5 委員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が特定した委員に、合議及び表決を委任することができる。
- 6 前2項の規定により、代理人を出席させた委員又は委任状を提出した委員は、第1項及び第3項の適用については、協議会に出席したものとみなす。
- 7 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(開 催)

第9条 協議会は、次の場合に開催する。

- (1) 法第79条の規定に基づく登録の申請が予定されているとき。
 - (2) 重大事故等、問題が発生したとき。
 - (3) その他有償運送事業の適正実施に必要があると認められるとき。
- 2 法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録の申請を行う場合は、意見公募形式（更新の登録等を行うことについて協議会の委員に対して周知し、一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。）を原則とする。
- 3 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の13第1項に規定する軽微な事項の変更を行う場合は、書面による協議を行うことができるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、第3条に規定する市町村が同条に規定する順序により担当し、任期は1年間とする。

(窓 口)

第11条 福祉有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、協議会を主宰する各市町村の福祉有償運送担当に窓口を設置する。

(守秘義務)

第12条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後会長が定まるまでの間の協議会の招集は、事務局長が行う。
- 3 この要綱の施行後最初に選任された委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 4 この要綱の施行後最初に事務局を担当する市町村の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月25日から施行する。
- 2 この要綱の改定により新たに増員された実施団体の代表者及び学識経験者の委員で、

最初に選出された委員の任期は、第 7 条の規定にかかわらず、平成 2 0 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 2 月 1 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 2 3 日から施行する。

別表（第5条関係）

（1）協議会を主宰する市町村ごとに各市町村が選出する委員

選出区分	選出団体	人数
住民の代表	厚木市	1人
	海老名市	1人
	座間市	1人
	綾瀬市	1人
	愛川町	1人
	清川村	1人
社会貢献を行っている NPO等の代表	厚木市	1人
	海老名市	1人
	座間市	1人
	綾瀬市	1人
	愛川町	1人
	清川村	1人
市町村職員	厚木市	1人
	海老名市	1人
	座間市	1人
	綾瀬市	1人
	愛川町	1人
	清川村	1人

（2）協議会全体として選出する委員

選出区分	選出団体	人数
利用者の代表	障害者・高齢者関係団体	2人
タクシー関係団体の代表	社団法人 神奈川県タクシー協会	1人
	神奈川県個人タクシー協会	1人
	全神奈川県ハイタク労組連絡会議	1人
実施団体の代表	NPO等	1人
学識経験者	学識経験者	1人
国土交通省関東運輸局 職員	神奈川運輸支局	1人
神奈川県職員	神奈川県	1人